

*入国・在留審査要領 第12編「在留資格」抜粋

日本人の配偶者の場合

在留期間	運用
5年	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出，住居地変更の届出，所属機関の変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>② 各種の公的義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>③ 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあつては，子が小学校又は中学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>④ 主たる生計維持者が納税義務を履行しているもの</p> <p>⑤ 家族構成，婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて，婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については，婚姻後の同居期間が3年を超えるものに限る。）</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 5年の在留期間を決定されていた者で，在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">a 5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの</p> <p style="margin-left: 20px;">b 家族構成，婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて，婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの</p> <p>② 5年，1年又は6月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 3年の在留期間を決定されていた者で，在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①から④までのいずれかに該当しないもの</p> <p>② 家族構成，婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて，婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続性を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>③ 在留状況等からみて，1年に1度その状況を確認する必要があるもの</p> <p>④ 滞在予定期間が6月を超え1年以内のもの</p>
6月	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 離婚調停又は離婚訴訟が行われているもの（夫婦双方が婚姻継続の意思を有しておらず，今後，配偶者としての活動が見込まれない場合を除く。）</p> <p>② 夫婦の一方が離婚の意思を明確にしているもの</p> <p>③ 滞在予定期間が6月以下のもの</p>

※1 刑事処分を受けた者は，その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し，在留の可否，許可とする場合の在留期間を検討することとなる。